

「学生支援緊急給付金」の申請方法

2020年5月23日

大阪経済法科大学

学生部学生課

「学生支援緊急給付金」の支給を希望する学生の皆さんは、「申請の手引き（学生・生徒用）」をよく確認のうえ、以下のとおり、申請してください。

1. 申請方法

- 本学では、**(1) スマートフォンを使ったオンライン申請、(2) メールによる申請、(3) 郵送による申請**の3つの申請方法により受け付けます。
- 学生の利便性、申請の効率化の観点から、「(1) スマートフォンを使ったオンライン申請」による申請をお願いします。(海外にいる留学生の方は、「(2) メールによる申請」をお勧めします。)

<申請前の準備>

①次の書類をダウンロードし、その内容をよく確認してください。

- ・『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用） ※ダウンロードリンク
- ・【様式1】学生支援緊急給付金申請書 ※ダウンロードリンク
- ・【様式2】誓約書 ※ダウンロードリンク

②「申請の手引き」7ページの「支給要件を満たすことを証明する書類」を揃えてください。

※申請要件の確認に必要な書類ですので、提出可能なものはすべて提出してください。提出が困難な場合については、当該書類の添付を省略して申請することが可能です。ただし、申請書2枚目の申し送り事項に提出が困難な理由を記入してください。また、必要に応じて申請時に大学からのヒアリングを受けていただきます。

(1) スマートフォンを使ったオンライン申請

- 文部科学省が用意した、LINEを活用したオンライン申請システムです。
- こちらの案内動画をご覧ください。<https://youtu.be/1ln5tiDzQx4>
- QRコードを読み取って、申請システムにアクセスし、その指示に従って入力します。
※現在、スマートフォンを活用したオンライン申請システムへの登録を申請中です。本学学生の申請用QRコードが発行され次第、ユニバーサルパスポートにてお知らせします(5月25日頃にお知らせできる見込みです)。

(2) メールによる申請

- 「【様式1】学生支援緊急給付金申請書」、「【様式2】誓約書」に必要事項を記入したファイルをメールに添付し、大学の申請窓口 (shien@keiho-u.ac.jp) に送信してください。
- 「支給要件を満たすことを証明する書類」は、スキャンしてPDFファイルにする、もしくは画像データにするなどして、メールに添付してください。その際、どの書類か分かるようにファイル名を付けてください（預金通帳写し、アパート賃貸契約書、給与明細、給付奨学金奨学生証、学生本人名義の口座情報など）。
- メールを送る際には、以下のようにしてください。
 - イ) 本人特定のため、必ず大学発行のメールアドレス(学籍番号@s.keiho-u.ac.jp)より送信する。
 - ロ) メール の 件名 ・ 本文 は 以下 の よう に す る こ と 。
 - ・ メール 件 名 : 学 生 支 援 緊 急 給 付 金 の 申 込 み
 - ・ メール 本 文 : 学 籍 番 号 、 氏 名

(3) 郵送による申請

- 「【様式1】学生支援緊急給付金申請書」、「【様式2】誓約書」に必要事項を記入し、印刷してください。印刷してから手書きで記入しても結構です。
- 「支給要件を満たすことを証明する書類」は、それぞれコピーしたものを、上記の「申請書」「誓約書」、学生本人名義の口座情報と同封して、以下の送付先まで郵送（**簡易書留もしくはレターパック**）してください。

<送付先>

〒581-8511 大阪府八尾市楽音寺6丁目10番地
大阪経済法科大学 学生課「学生支援緊急給付金」係

2. 申請期間

- 文部科学省は、学生に早急に支給を行うため、大学からの推薦リストを随時受け付け、日本学生支援機構(JASSO)で確認したものから、順次振り込み手続きを行うとしています。そのため、大学には、「確実に要件を満たし優先順位が高いと判断したもの即時推薦する」、「学内締切を複数次にわたって設定しその都度推薦する」などの対応を求めています。
- 本学としては、本給付金の趣旨に鑑み、できる限り円滑に給付金が支給されるよう、以下のとおり申請期間を設けます。

	申請期間
第1期	5月25日(月)～6月5日(金) 必着
第2期	6月6日(土)～12日(金) 必着

※申請時期が早ければ支給時期も早くなるとされています。

※各大学に対し推薦枠が2回にわたり配分されますので、1回目(6月19日推薦締切分)の推薦枠

で推薦されなかった学生については、2回目（文部科学省から改めて連絡がある予定）の推薦枠で改めて推薦を行います。ただし、申請が推薦枠を超える場合には、推薦できない場合があることをご理解ください。

3. 留意して頂きたいこと

- 新たな情報は、本学ホームページやユニバーサルパスポートに随時掲載しますので、こまめに確認してください。
- 申請内容に虚偽があることが判明した場合、支給された給付金は返金しなければなりません。申請にあたっては、内容に誤りがないよう、提出書類の確認をお願いします。
- 申告内容や提出書類等に不明な点がある場合、大学から連絡することがあります。必ず連絡が取れるようにしてください。連絡が取れず確認ができない場合、推薦できない場合があります。
- 支援対象となる学生の要件等についてご不明な点は、大学に相談するようにしてください。例えば、文部科学省の資料では、以下のとおり説明されています。

Q 4月に入学した者の場合は、アルバイトの減少がなく、申請できないということですか。

A アルバイトを予定しており、得られるはずであった収入が得られなかった場合は対象となります。申請の際、その旨を自己申告させてください。

Q 自宅生で対象になる場合とならない場合はどのように線引きするのですか。

A 自宅生でも家族から学費等の援助を受けていない場合は対象となり得ます。この場合、家族から学費等の援助を受けておらず、自ら賄っていることを学生等から自己申告させてください。

<問い合わせ・申請書類提出先>

〒581-8511 大阪府八尾市楽音寺6丁目10番地

大阪経済法科大学 学生課

E-mail shien@keiho-u.ac.jp

TEL 072-941-2679（平日9:00～17:00）

※新型コロナウイルス感染症対策として、職員の大学への出勤を制限し、テレワークを実施しているため、お問い合わせは原則、メールでお願いします。

以上